保険医療機関 各位保険薬局

鳥取県国民健康保険団体連合会事務局長

増減点・返戻通知書等における増減点事由の変更について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、標記につきまして、令和2年2月審査分より下記のとおり変更いたしますので、 お知らせいたします。

なお、増減点事由の内容については、社会保険診療報酬支払基金と同様であることを申 し添えます。

記

記号	増減点事由	
	<変更前>	<変更後>
A	適応と認められないもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険
		診療上適応とならないもの
В	過剰と認められるもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険
		診療上過剰・重複となるもの
С	重複と認められるもの	療養担当規則等に照らし、A・B以外で
		医学的に保険診療上適当でないもの
D	前各号の外不適当又は不必要と認	告示・通知の算定要件に合致していない
	められるもの	と認められるもの

【問い合わせ先】

鳥取県国民健康保険団体連合会 審査課 (医科・調剤)

電話番号: 0857-20-3684

(歯科)

電話番号: 0857-20-3685